

令和 8 年 第 3 回

定例総会 会議録

志布志市農業委員会

令和 8 年第 3 回 志布志市農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	令和 8 年 3 月 19 日 (木)						
招 集 の 場 所	志布志市役所有明庁舎 3 階会議ホール						
開 閉 会 の 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和 8 年 3 月 19 日 午前 9 時 30 分					
	閉 会	令和 8 年 3 月 19 日 午前 10 時 47 分					
応（不応）招 委 員 並 び に 欠 席 委 員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議 席 番 号	氏 名	出欠 の別	議 席 番 号	氏 名	出欠 の別	
	1	上野 克比古	○	11	神宮司 順子	○	
	2	福岡 裕幸	○	12	畑山 豊子	○	
	3	欠 番	－	13	宮脇 茂樹	○	
	4	萩迫 修作	○	14	平井 利昭	○	
	5	吉野 寅三	○	15	坪山 博志	○	
	6	坂中 則雄	○	16	平川 眞由美	×	
	7	柳井 義郎	○	17	福岡 剛	○	
	8	宮脇 勇	○	18	中之内 瑞穂	○	
	9	隈元 健二	○	19	小園 広行	○	
	10	栢山 信彦	○	20	福留 幸嘉	○	
	会議録署名委員	席 番 14 番		平井 利昭		席 番 15 番	
職務のため出席 した者職氏名	事務局長		高野		事務局次長		黒石
	主幹兼農地 GSL		圖師		主幹兼農地 GSL		杉原
	主 事 補		花木				
委員会日程名	別紙のとおり						

農地利用最適化推進委員

番 号	氏 名	出欠 の別	番 号	氏 名	出欠 の別
1	脇田 廣昭	×	9	欠 番	—
2	工藤 雅彦	×	10	大田 唯春	○
3	嶽 利浩	○	11	本田 浩昭	×
4	今市 光則	○	12	春田 豊美	○
5	池袋 良子	○	13	圓福 悟	○
6	谷宮 誠實	○	14	垣内 りえ子	○
7	下山 重治	×	15	竹吉 雄二	○
8	道山 幸治	○	16	山下 直樹	×

会議に付した 事 件	議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第15号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第18号 農用地利用集積等促進計画（案）の承認について 議案第19号 地域農業経営基盤強化促進計画変更（案）に係る意見について 議案第20号 非農地通知に係る対象農地の承認について 議案第21号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名について 議案第22号 志布志市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について
-----------------------	---

議長	萩迫	ただいまから、令和8年第3回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。 平川委員から欠席の、平井委員から遅参の届出がございました。 また、本日出会を要請しておりました農地利用最適化推進委員のうち、下山委員、工藤委員、山下委員、本田委員、脇田委員から欠席の届出がございました。 日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。 志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番14番、平井委員と、席番15番、坪山委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。 お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日限りと決定いたします。 日程第3、休会中の報告を行います。
委員	栢山	最初に、栢山委員の報告をお願いいたします。 あっせん成立の報告をいたします。 12月の総会で依頼のありましたあっせんが成立しましたので報告いたします。 4ページのあっせん成立番号3番です。 所在、地目等は、資料のとおりで、場所は、総会資料の6ページに記載されているとおりです。 譲受人は、有明町野神の株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんで、主にお茶を20ha栽培されており、農機具は、摘採機4台のほか、トラック10台を保有されています。 〇〇さんの事務所から、車で約10分の距離にあります。 あっせん価格は、4筆で総額200万円でした。 あっせん委員は、山下委員と私、栢山です。 以上で報告を終わります。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。 次に、圓福委員の報告を3件まとめてお願いいたします。
委員	圓福	2月の総会で依頼のありましたあっせんが、農地法第3条で成立しましたので報告をいたします。 4ページのあっせん成立資料の番号4番、5番、6番でございます。 場所につきましては、志布志市立宇都中学校の前の県道を志布志方面へ1.3km進み左折、200m南に進んだところの市道交差点を左折し、農道を渡ってすぐ左右に位置します。 譲受人は、有明町蓬原にお住まいの〇〇の代表の〇〇さん、49歳です。 主にお茶20ha、大麦若葉15haを栽培されており、農機具につきましては、茶摘採機3台、管理機乗用型5台、トラック運搬車9台、大型トラクター3

		台を保有しております。 〇〇さんの自宅からは、車で10分の距離にあります。 番号4番、番号5番、番号6番の〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんは、3兄弟でございまして、先祖から貰われた土地を3分配されたということでした。 あと、番号4番の〇〇さんと番号5番の〇〇さんの分は右側に位置し、この分については、どちらも1,032㎡ということで、いいんですけども、番号6番の〇〇さんの分が611㎡ということで、ちょっと、圃場が狭いということが、譲受者の方からありましたので、あっせんの希望価格が35万円でしたけれども、畑山委員と相談をし、譲受者の方に相談をして、あっせん価格30万円、3筆合計で80万円という形で成立いたしました。 あっせん委員は、畑山委員と私、圓福です。 以上で報告を終わります。 はい、ご苦労さまでした。 次に、宮脇勇委員の報告を2件まとめてお願いいたします。
議長	萩迫	
委員	宮脇勇	まず、最初の〇〇さんの分です。 あっせんが成立いたしましたので報告いたします。 昨年の7月の総会で依頼がありましたあっせんが、農地法第3条で成立いたしましたので報告いたします。 4ページ、あっせん成立資料、番号7番です。 所在、地目等は資料のとおりですが、場所は、有明町野神の農協西部支所から南の方へ2km以内に3ヶ所あります。 譲受人は、有明町野神に事務所のある有限会社〇〇 代表取締役〇〇さんで、主にお茶を栽培されており、農機具は、摘採機12台、トラック40台を保有されております。 〇〇さんからは、車で10分以内の距離にあります。 あっせん価格は、畑9,554㎡で、10アール当たり40万円、総額で382万1,600円でした。 あっせん委員は、竹吉委員と私、宮脇です。 次に、もう1件の〇〇さんですが、また、先月1人連れて行っただけですが、なかなか場所が悪くて、今回も成立いたしませんでした。 引き続き、あっせんの活動を継続したいと思います。以上です。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。
委員	福岡裕幸	次に、福岡裕幸委員の報告をお願いいたします。 〇〇さん分の田ですが、なかなか厳しい状況で断られ続けておりますが、もう少し活動を継続していきたいと思います。以上、終わります。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。
委員	隈元	次に、隈元委員の報告をお願いいたします。 2月の総会であっせん依頼がありました〇〇さんの分ですが、今、下山委員と、尾野見はありませんが、志布志はありませんかと言いながら、なかなかどちらもいなくて、今1件のところに話を持っていっているところです。

議長	萩迫	ちょっといろいろありまして、来月には成立の報告ができるのではないかなとは思っています。終わります。 はい、ご苦労さまでした。 次に、私の関係分について報告いたします。 2月19日、志布志庁舎にて、志布志市農業振興対策協議会に出席、3月2日、事務打合せ、6日、議案打合せをそれぞれ事務局にて行いました。 以上で、報告を終わります。 次に、日程第4、議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。 まずは、6ページ、番号28番について審議いたします。番号28番は、先ほどのあっせん成立の報告がありましたが、令和8年第3回定例総会のあっせん成立番号3番で報告のあった許可申請であります。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号29番から、7ページ、番号31番までにつきましては、譲受人が同一でありますので、一括して報告を受け、審議したいと思います。ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、番号29番から番号31番につきましては、一括して報告を受け、審議することといたします。
事務局	花木	それでは、事務局の報告を3件まとめてお願いいたします。 それでは議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請の番号29番から番号31番について、ご説明申しあげます。議案書は、6ページから7ページ、総会資料は8ページから11ページです。 まず番号29番の譲渡人は、曾於郡大崎町横瀬にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、曾於市大隅町岩川にあります〇〇有限会社 代表取締役〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、事務所から車で約15分の所にあります。 申請事由は、譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては規模拡大でございます。 次に、番号30番の譲渡人は、愛知県名古屋市中区にお住まいの〇〇さんで、譲受人は同じく〇〇有限会社さんです。 申請地は議案書に記載されているとおりでございます。 申請事由は、譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては規模拡大でございます。

		次に、番号 31 番の譲渡人は、愛知県尾張旭市にお住まいの〇〇さんで、譲受人は同じく〇〇有限会社さんです。 申請地は議案書に記載されているとおりでございます。 申請事由は、譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては規模拡大でございます。 譲受人の〇〇さんは志布志市外にある法人ですが、確認したところ、農地所有適格法人であるため、本日はお呼びしておりません。 〇〇さんの経営状況につきましては、総会資料 9 ページから 11 ページのとおりでございますが、申請地にはお茶を栽培する予定とのこととです。 また、トラクター 3 台、摘採機 3 台を所有しております。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 以上で、説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。はじめに、番号 29 番につきまして、何かご意見ございませんか。
議長	萩迫	
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、7 ページ、番号 30 番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号 31 番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号 32 番について、審議いたします。番号 32 番は、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、神宮司委員の報告をお願いいたします。
委員	神宮司	会長より依頼のありました番号 32 番を報告いたします。
		議案書は 7 ページ、総会資料は 12 ページです。
		譲渡人は、有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志町安楽の平城にお住まいの〇〇さんです。

		申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅からは、車で3分以内のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては労力不足、譲受人につきましては規模拡大でございます。 〇〇さんは、認定農業者であり、奥様と2人でお茶、水稻を栽培しており、申請地には、そばを作付けする予定とのことです。 また、トラクター2台、耕運機4台、自走式田植え機1台、コンバイン1台を保有しています。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。 また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、8ページ、番号33番について、審議いたします。番号33番は、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、同じく神宮司委員の報告をお願いいたします。
委員	神宮司	会長より依頼のありました番号33番を報告いたします。
		議案書は8ページ、総会資料は13ページです。
		譲渡人は、鹿児島市和田〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志町安楽の上宮内にお住まいの〇〇さんです。
		申請地は、議案書に記載されているとおりです。
		譲受人宅からは、車で5分ぐらいのところにあります。
		申請事由は、譲渡人につきましては、高齢のため耕作することが難しくなってきたため、譲受人につきましては、規模拡大でございます。
		〇〇さんは、奥様と2人で、水稻、甘藷を栽培しており、申請地には水稻を作付けする予定とのことです。
		また、トラクター2台、耕運機1台、自走式田植え機2台、コンバイン2台を保有しています。
		以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも、支障はないと思われます。
		ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)

議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、番号 34 番について、審議いたします。番号 34 番は、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、池袋委員の報告をお願いいたします。
委員	池袋	会長より依頼のありました番号 34 番を報告いたします。 議案書は 8 ページ、総会資料は 32 ページです。 譲渡人は、愛知県清須市西市場〇丁目にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市松山町尾野見にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅からは、3 分のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、贈与、譲受人につきましては、受贈でございます。 〇〇さんは、認定農業者であり、奥さんと 2 人で、甘藷を主に栽培しており、申請地にも甘藷を作付する予定とのことです。 また、トラクター 6 台、タイヤショベル、2 トンダンプ、軽トラック 2 台を保有しています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、番号 35 番について審議いたします。それでは、小園委員の報告をお願いいたします。
委員	小園	会長より依頼のありました番号 35 番を報告いたします。 議案書は 8 ページ、総会資料は 14 ページから 17 ページです。 譲渡人は、志布志市志布志町安楽の稚子松自治会にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、志布志市志布志町帖の天神自治会にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅からは、徒歩 1 分のところにあります。

		申請理由は、譲渡人につきましては、農業廃止、譲受人につきましては、新規就農でございます。 〇〇さんは、認定農業者ではありませんが、ご本人1人で、甘藷を栽培していくとのことで、申請地にも甘藷を作付する予定とのことです。 また、農機具等は現在ありませんが、今後耕運機等の導入を予定とのことでした。 特記事項としまして、新規就農者であるということで、耕作放棄地を適正に保全管理し、耕作すること、5年以上継続し耕作することが、取得条件であることを伝え、了解をいただきました。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、9ページ、番号36番について、審議いたします。それでは、中之内委員の報告をお願いいたします。 会長より依頼のありました番号36番を報告いたします。 議案書は9ページ、総会資料は18ページでございます。 譲渡人は、広島県広島市中区吉島新町〇丁目にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、有明町伊崎田〇〇番地〇にあります株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんでございます。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、譲受人宅からは、車で約20分のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 株式会社〇〇さんは、農地所有適格法人で、代表者と家族5人で、お茶と大麦若葉を主に栽培されており、申請地にも大麦若葉を作付けする予定とのことでございます。 また、農機具では、トラクター4台、耕運機1台、摘採機3台などを所有されております。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
委員	中之内	
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	

会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 37 番について、審議いたします。それでは、宮脇茂樹委員の報告をお願いいたします。
委員	宮脇茂樹	会長より依頼のありました番号 37 番を報告いたします。 議案書は 9 ページ、総会資料は 19 ページから 21 ページです。 譲渡人は、埼玉県吉川市にお住まいの〇〇さん、71 歳です。 譲受人は、有明町伊崎田にお住まいの〇〇さん、80 歳です。2 人は兄弟になります。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅からは、徒歩で 10 分ぐらいのところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、農業廃止、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 〇〇さんは、奥さんと 2 人で自家用野菜や果樹を栽培しており、申請地にも、果樹を作付するとのことでした。 また、トラクター、耕運機、軽トラを保有しております。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 38 番について、審議いたします。それでは、同じく宮脇茂樹委員の報告をお願いいたします。
委員	宮脇茂樹	会長より依頼のありました番号 38 番を報告いたします。 議案書は 9 ページ、総会資料は 22、23 ページです。 譲渡人は、有明町伊崎田にお住まいの〇〇さん、78 歳です。 譲受人は、有明町伊崎田にお住まいの〇〇さん、34 歳です。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅からは、約 5 分のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、贈与、譲受人につきましては、受贈でございます。 〇〇さんは、1 人で牛 40 頭を飼育されており、申請人には飼料を作付けする予定とのことでした。 また、トラクター 5 台、タイヤショベル 2 台、ロールペーラー、ラッピングマシンを保有しています。 また、〇〇さんから、この畑はもらってくれないかという相談があり、〇〇さんがもらい受けることになったということのようです。

議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫	以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、10 ページ、番号 39 番から、11 ページ、番号 43 番までにつきましては、譲受人が同一でありますので、一括して報告を受け、審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、番号 39 番から番号 43 番までにつきましては、一括して報告を受け、審議することといたします。 それでは、畑山委員の報告を5件まとめてお願いいたします。 会長より依頼のありました番号 39 番から番号 43 番を報告いたします。 議案書は10 ページ、総会資料は24 ページです。 まず、番号 39 番の譲渡人は、宮崎県宮崎市大橋にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 申請地は、会社の事務所からは、車で20分のところにあります。 申請事由は、譲渡人は、農業廃止で、譲受人は、規模拡大です。 次に、番号 40 番の譲渡人は、志布志市志布志町安楽にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、同じく株式会社〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 申請事由は、譲渡人は、相手方の要望で、譲受人は、規模拡大です。 次に、番号 41 番の譲渡人は、志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、同じく株式会社〇〇さんです。 申請地は、同じく議案書に記載されているとおりです。 申請事由は、譲渡人は、相手方の要望で、譲受人は、規模拡大です。 次に、番号 42 番の譲渡人は、志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、同じく株式会社〇〇さんです。 申請地は、同じく議案書に記載されているとおりです。 申請事由は、譲渡人は、相手方の要望で、譲受人は、規模拡大です。 最後に、番号 43 番の譲渡人は、志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、同じく株式会社〇〇さんです。 申請事由は、譲渡人は、相手方の要望で、譲受人は、規模拡大です。 株式会社〇〇さんは、農地所有適格法人で、代表者と他に7人ほどで、お

		茶を主に栽培しておられ、申請地にもお茶を作付する予定とのことでした。
		また、トラクター1台、乗用巻き取り機2台、摘採機3台、肥料散布機1台、防除機1台を保有していらっしゃいます。
		すべての物件で反当23万円ということでした。
		以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。
		ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。はじめに、番号39番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号40番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号41番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、11ページ、番号42番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号43番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号44番について、審議いたします。それでは、宮脇勇委員の報告をお願いいたします。
委員	宮脇勇	会長より依頼のありました番号44番を報告いたします。

		議案書は 11 ページ、総会資料は 25 ページです。 譲渡人は、有明町原田にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、有明町原田にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅からは、道路向かい側、1 分のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 〇〇さんは、夫婦 2 人と従業員でお茶を栽培しております。 申請地には、お茶が作付けしてありました。 また、〇〇として製造しており、摘採機、防除機、トラクター等を保有しております。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、12 ページ、番号 45 番について、審議いたします。それでは、垣内委員の報告をお願いいたします。 会長より依頼のありました番号 45 番を報告いたします。 議案書は 12 ページ、総会資料は 26、27 ページです。 譲渡人は、有明町野神にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、有明町野神にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅からは、車で 5 分以内のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、贈与、譲受人につきましては、受贈でございます。2 人は、親子です。 〇〇さんは、認定農業者であり、夫婦でお茶を栽培しており、申請地にはお茶が作付けしてあります。 また、トラクター 1 台、耕運機 1 台、管理機 2 台を保有しています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし)
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
委員	垣内	
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
会場	委員	

議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号 46 番について、審議いたします。それでは、同じく垣内委員の報告をお願いいたします。
委員	垣内	会長より依頼のありました番号 46 番を報告いたします。 議案書は 12 ページ、総会資料は 28 ページです。 譲渡人は、有明町山重にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、有明町山重にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅からは、車で 3 分以内のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 〇〇さんは、認定農業者であり、家族 4 人で、水稻、甘藷を主に栽培しており、申請地には甘藷を作付する予定とのことです。 また、トラクター 7 台、耕運機 1 台、芋掘り機 2 台を保有しています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号 47 番について、審議いたします。それでは、福岡裕幸委員の報告をお願いいたします。
委員	福岡裕幸	会長より依頼がありました番号 47 番を報告いたします。 議案書は 12 ページ、総会資料は 29、30 ページです。 譲渡人は、都城市鷹尾にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、松山町泰野にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅からは、約 1.5 km のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、規模拡大です。 〇〇さんは、農繁期には雇用を入れながら、水稻、甘藷を主に栽培しており、申請地には、甘藷を作付する予定とのことです。 また、トラクター 3 台、自走式田植え機 2 台、コンバイン等を保有しています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。

会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、13 ページ、番号 48 番について、審議いたします。それでは、同じく福岡裕幸委員の報告をお願いいたします。
委員	福岡裕幸	会長より依頼のありました番号 48 番を報告いたします。 議案書は 13 ページ、総会資料は 31 ページです。 譲渡人は、都城市鷹尾にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、松山町泰野にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅からは、約 1.5 km のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、相手側の要望、譲受人につきましては、規模拡大です。 〇〇さんは、夫婦で、水稻を主に栽培しており、申請地には水稻を作付する予定とのことです。 また、トラクターや耕運機を保有しています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって日程第 4、議案第 14 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第 5、議案第 15 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。 まずは、15 ページ、番号 3 番を審議いたします。現地を調査された坂中委員の報告をお願いいたします。
委員	坂中	議案第 15 号、番号 3 番について報告いたします。 調査日は、3 月 4 日、調査員は、柳井委員、圓福委員と私、坂中です。 申請人は、志布志市長〇〇さんです。 立会人は、耕地林務課の耕地グループ〇〇さんと〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況、場所等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 編入の目的は、土地改良事業です。 申請地は、令和 9 年に土地改良事業を実施するに伴い、農用地への編入が

		必要となったものです。 また、土地の所有者からは、農用地の編入について同意をされていることを確約書にて確認しております。 以上のことにより、調査員協議の結果、農用地に編入してもいいのではないかと意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。農用地区域への編入を認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号4番を審議いたします。現地を調査された池袋委員の報告をお願いいたします。 委員 池袋 議案第15号、番号4番について報告いたします。 総会資料は、40ページから42ページです。 調査日は、3月4日、調査員は、上野委員、福岡裕幸委員と、私、池袋です。 譲渡人は、志布志市松山町尾野見にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、志布志市松山町泰野にお住まいの〇〇さんです。 立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 除外の目的は、現在借家に家族3人で住んでいるが、子供の成長に伴い、手狭になってきたことと、営農する圃場に近い申請地に、農家住宅を建設し、効率化による経営の安定を図りたいとのこと。 排水は、東側の市道を横断し、側溝に放流するとのこと。 申請地の農地区分は、10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。 以上のことにより、調査員協議の結果、農用地より除外してもやむを得ないのではないかと意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって日程第5、議案第15号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
委員	池袋	
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	

委員	柳井	見については、計画変更を認めるよう市長に提出することに決定いたしました。
		次に、日程第6、議案第16号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。
		まずは、17ページ、番号4番を審議いたします。現地を調査された柳井委員の報告をお願いいたします。
		議案第16号、番号4番について報告いたします。
		調査日は、3月4日、調査員は、坂中委員、圓福委員と私、柳井です。事務局より1名同行でした。
		総会資料は、43ページから45ページです。
		申請人は、有明町伊崎田にお住まいの〇〇さんです。
		立会人は、〇〇さんご夫婦と行政書士の〇〇さんでした。
		申請地の所在、地目、面積、周囲の状況、場所等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。
		転用目的は山林です。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	申請地は、山林と高速道路に隣接しており、作物を作るには、日当たりがよくない状態で、農地としての利用が困難なため、山林として、杉を植えるとのことでした。
		申請地の農地区分は、10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。
		以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。
会場 議長	委員 萩迫	ご審議方、よろしくお願いいたします。
		はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
		(会場 なし)
会場 議長	委員 萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
		(会場 異議なし)
		異議なしと認めます。
会場 議長	委員 萩迫	次に、番号5番を審議いたします。
		番号5番は、令和8年第2回定例総会の議案第7号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号2番で審議されましたところの4条申請でございます。
		これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし)
		ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
		(会場 異議なし)
会場 議長	委員 萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号6番を審議いたします。現地を調査された福岡裕幸委員の報告をお願いいたします。

委員	福岡裕幸	議案第 16 号、番号 6 番について報告いたします。 調査日は、3 月 4 日、調査員は、上野委員、池袋委員と私、福岡です。 申請人は、志布志町帖にお住まいの〇〇さんで、立会人は、行政書士の〇〇さんと本人さんでした。 申請地の場所、所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 転用目的は、農家住宅です。 排水は、合併浄化槽に集め、道路側側溝へ流すとのことでした。 申請地は、すでに 16 m²の小屋があり、始末書添付での申請となっております。 申請地の農地区分は、10ha 以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第 2 種農地のその他の農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、日程第 6、議案第 16 号、農地法第 4 条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。
		次に、日程第 7、議案第 17 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。
		まずは、19 ページ、番号 4 番を審議いたします。
		番号 4 番は、先ほどの議案第 16 号、農地法第 4 条の番号 6 番で審議したところの持ち分 3 分の 2 に係る 5 条申請であります。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号 5 番を審議いたします。
		現地を調査された上野委員の報告をお願いいたします。
委員	上野	議案第 17 号、番号 5 番について報告いたします。 調査日は、3 月 4 日、調査員は、福岡委員、池袋委員と私、上野です。事務局から 1 人でした。 譲渡人は、志布志市志布志町帖にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、鹿屋市串良町上小原にお住まいの〇〇さんです。

議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫 委員 圓福	立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の場所、所在、地目、面積、周囲の状況等につきましては、議案書19 ページ、総会資料は 50 ページから 52 ページであります。 転用目的は、一般住宅です。 排水につきましては、道路の側溝に放流するということでございます。 申請地の農地区分は、10ha 以上の広がりもなく、都市計画用途区分内から概ね 500m内にあるため、第2種農地の市街地近接農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号6番を審議いたします。 現地を調査された圓福委員の報告をお願いいたします。 議案第17号、番号6番について報告いたします。 調査日は、3月4日、調査員は、坂中委員、柳井委員と私、圓福と事務局から1名でした。 譲渡人は、大崎町菱田にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、同じく大崎町菱田にお住まいの〇〇さん、〇〇建設の社長です。 立会人は、同じく〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料の 53 ページから 55 ページです。 場所につきましては、大崎町菱田の旧国鉄菱田駅から東へ 100mの農道を進んだところに位置します。 転用目的は、〇〇さんは建設業を営んでおり、建設資材の仮置き場として利用するという事です。 排水については、自然流下ということです。 その他、指導内容として、建設土木資材の飛散防止を努めていただきたいということと、あと境界がはっきりしておりませんでしたので、境界の明確化をお願いしたところです。 申請地は、10ha 以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は、集落の周囲部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないという意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
---	--

議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 次に、20 ページ、番号 7 番を審議いたします。 番号 7 番は、先ほどの議案第 15 号、農業振興地域整備計画変更協議に係 る番号 4 番で審議したところの 5 条申請であります。これにつきまして、何 かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 よって、日程第 7、議案第 17 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に ついては、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。 次に、日程第 8、議案第 18 号、農用地利用集積等促進計画(案)の承認に ついてを議題とします。 はじめに、農用地利用集積等促進計画のうち、所有権の移転について事務 局の説明を求めます。
事務局	黒石	議案第 18 号、農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、促進計 画(案)のうち、所有権移転分について、ご説明いたします。 議案書 22 ページ、農用地利用集積等促進計画(案)の総括表の所有権の 移転をご覧ください。 今回の促進計画(案)は、所有権移転の予定時期が令和 8 年度の 6 月 1 日 となるもので、所有権を移転する者は 1 人、所有権の移転を受ける者は 1 人 で、面積は田が 2,582 ㎡となっております。 所有権移転の詳細につきましては、議案書 23 ページに掲載してございま すので、お目通しください。 以上で、説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。 ただいま事務局から説明がありました所有権の移転について、審議いたし ます。 まずは、23 ページ、番号 1 番から番号 4 番までと 22 ページの総括表につ きまして、何かご意見ございませんか。
議長	萩迫	(会場 なし)
会場	委員	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ご ざいせんか。
議長	萩迫	(会場 異議なし)
会場	委員	異議なしと認めます。 次に、利用権の設定について、事務局の説明を求めます。
議長	萩迫	

事務局	杉原	議案第 18 号の農用地利用集積等促進計画（案）の利用権の設定分について、ご説明申し上げます。 議案書は、24 ページから 27 ページとなっております。 まずは議案書 24 ページの総括表の利用権の設定分をご覧ください。今回の促進計画（案）は、始期が令和 8 年度の 6 月 1 日となるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が 43,993 m²、畑が 71,918 m²、樹園地が 12,007 m²で、合計しますと 127,918 m²となっております。農地の地権者数は 39 名、耕作者となる配分予定者は 35 名です。 借り手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件である耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。 以上で、議案第 18 号、農用地利用集積等促進計画（案）の利用権の設定分について説明を終わります。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	ただいま事務局から説明がありましたが、25 ページ、番号 1 番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、番号 1 番について、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、27 ページ、機構貸出分の番号 3 番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、機構貸出分の番号 3 番について、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、25 ページ、番号 2 番から 27 ページ、番号 71 番まで、及び機構貸出分の番号 1 番から番号 2 番までと、24 ページの総括表につきまして、何かご意見ございませんか。

会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第 8、議案第 18 号、農用地利用集積等促進計画(案)の承認については、提案のとおり決定いたしました。 次に、日程第 9、議案第 19 号、地域農業経営基盤強化促進計画変更(案)に係る意見についてを議題とします。 議案の説明に際し、農政畜産課より職員が来ておられまして、ここで説明者の入室を許可いたします。
会場 議長 事務局	萩迫 高野	(農政畜産課職員 入室) まずは、事務局の説明を求めます。 議案第 19 号、地域農業経営基盤強化促進計画変更(案)に係る意見について、補足して説明いたします。 農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定に基づき、市町村が、農業者や地域の皆さんの話し合いの結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、農業経営基盤の強化の促進に関する計画、いわゆる地域計画を、市内を 19 地区に細分化し、昨年 3 月に策定したところです。 この地域計画は、単なる策定にとどまらず、地域の実情に応じ、逐次ブラッシュアップしなければなりません。そのため、公共事業や住宅建設など、農地の転用を行う場合、いわゆる農業外の利用、一部補助事業が関係する場合もありますが、その都度、この定例総会において、審議し意見を求めている訳でございますが、例えば農業を担う者や農業用施設への転用、その他換地など軽微な変更など、農業上の利用においては、まとめて事後の変更も可となっているところでございます。 そのため、同条第 6 項において、この地域計画の変更にあたっては、農業委員会等の意見を聞かなければならないとなっており、今回、意見聴取の場として、議案を提案させていただいたところでございます。 なお、この地域計画につきましては、今回の議案送付において、すべての地区を委員皆様にお送りすることはできませんでしたので、本日それぞれの担当する地区の地域計画の変更をお配りしていますことをご理解のほどよろしくお願いいたします。 詳細につきましては、所管課の農政畜産課から説明いただきますので、ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長 農政畜産課	萩迫	それでは、農政畜産課の説明を求めます。 先ほど農業委員会事務局長より、地域計画の概略についてはご説明いただいたところですので、地域計画の変更案の内容について簡潔にご説明させていただきます。 委員の皆様には配布されている資料の地域計画及び地図をご覧ください

		いと思います。 前回の策定時は、地域の耕作者の皆様から調査票を提出していただきまして、その意向をもとに、地域計画を作成しております。 近隣市町の地域計画の策定状況を見ると、農地中間管理機構による賃貸借契約が反映されていることから、本市でも、今回から所有者と耕作者の意思が反映されたものとして、計画と目標地図に反映しているところでございます。 また、安楽地区については、現在基盤整備が進められておりますので、策定時に、地域外に含まれていない農地が一部あったことから、今回の変更にあたりまして、地域内に編入しているところでございます。 このように、地域農業の実態に合わせて、計画をより正確なものとして担い手の農地集積や基盤整備の効果を高めるための見直しとなっているところです。 それに伴いまして、地域計画の 1、地域における農業の将来のあり方の中の（1）地域計画の区域の状況や、2、農業の将来のあり方に向けた農用地の効率かつ総合的な利用に関する目標の中の（2）担い手に対する農用地の集積に関する目標の欄の状況の集積率も変更になっているところです。 その他の項目については、変更はございません。 最後にですね、今後の流れについてご説明したいと思います。 関係機関の意見聴取で回答をいただいた後、2週間の公告縦覧などを経てですね、4月に変更公告となります。 以上で説明を終わります。
議長	萩迫	ただいま農政畜産課から説明がございましたが、これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	（会場 なし）
議長	萩迫	ご意見もないようですので、農政畜産課の職員におかれましては、ここで退室をお願いいたします。
会場		（農政畜産課職員 退席）
議長	萩迫	それでは、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。
会場	委員	（会場 異議なし）
議長	萩迫	異議なしと認めます。 よって、日程第 9、議案第 19 号、地域農業経営基盤強化促進計画変更（案）に係る意見については、農業委員会としては、特に異議なしの意見を付し、市長へ報告することに決定いたしました。 次に、日程第 10、議案第 20 号、非農地通知に係る対象農地の承認についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	花木	ただいま議題となりました議案第 20 号、非農地通知に係る対象農地の承認について、ご説明いたします。 議案書は 30 ページから 41 ページでございます。農地法第 30 条に基づき農業委員、農地利用最適化推進委員のほか協力員の方々のご協力の下、実施していただきました農地利用状況調査において、令和 6 年度、令和 7 年度の

		2年間について、連続でB分類となった、いわゆる再生利用が困難な農地と判断された農地に係る非農地通知発出に際し、その対象となる農地の承認を求めるものでございます。 今年度の調査の結果、2年連続B分類と判断された農地につきましては、農用地区域内農地で632筆、約78.0ha、農用地区域外農地で353筆、約36.4ha、農振地外農地12筆、約0.4haとなったところでございます。 農用地区域内農地につきましては、非農地通知は行わないこととしておりますので、それ以外の農用地区域外農地及び農振地外農地を合わせました365筆、約36.8haが対象農地となるところでございますが、そのうち、利用権の設定や、畑かん給水栓の設置、3条許可後5年未経過などの農地を除外した239筆、約20.4haについて非農地判断をするものでございます。 非農地判断を行う農地の登記地目別の内訳につきましては、田が131筆で78,970㎡、畑が107筆で107,661㎡、山林が1筆で17,869㎡となっております。 なお、議決後につきましては、対象農地の所有者等108名に対し、非農地通知書に加え不動産登記法に基づく地目変更登記の案内を同封することで、地目変更登記を推奨することとしております。併せまして、当該農地につきましては、農地台帳から削除することとなります。 以上で説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	ただいま説明がございましたが、これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、これで決定することにご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。
事務局	黒石	よって、日程第10、議案第20号、非農地通知に係る対象農地の承認については、提案のとおり承認することに決定いたしました。 次に、日程第11、議案第21号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。 議案第21号、農地移動適正化あっせん基準に基づくあっせん委員の指名について、ご説明いたします。議案書43ページをお開きください。 番号6の申出者は、松山町泰野にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。 あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。 あっせん委員につきましては、福岡裕幸委員、今市委員の指名をご提案いたします。 番号7の申出者は、長崎県長崎市にお住まいの〇〇さんで、長崎県五島市にお住まいの〇〇さんから委任を受けた売買の申出となっております。 あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のお

		りでございますので、お目通してください。 あっせん委員につきましては、小園委員、下山委員の指名をご提案いたします。 以上で、説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。 ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第 11、議案第 21 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。 次に、日程第 12、議案第 22 号、志布志市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題とします。事務局の説明を求めます。 事務局 高野 議案第 22 号、志布志市農地利用最適化推進委員の委嘱について、ご説明いたします。 議案書 45 ページをお開きください。 現在欠員となっています農地利用最適化推進委員につきましては、令和 8 年第 2 回定例総会後に開催しました農業委員を委員とする選考委員会での審議を経て、委嘱者一覧のとおり、候補者を選任いただいたところでございます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第 12、議案第 22 号、志布志市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱については、原案のとおり決定いたしました。 以上で、全日程を終了いたしました。これで、本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
事務局	高野	
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	

上記会議の経過は、事務局長高野が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。

議 長

委 員

委 員